

無償サポートサービス約款

第1条（目的）

本約款は、OrangeOne 株式会社（以下、「当社」といいます。）が提供するフレッシュワークス社のクラウド製品に関する無償サポートサービス（以下、「本サービス」といいます。）の提供条件及び当社と本サービスの利用者（以下、「利用者」といいます。）との間の権利義務関係を定めることを目的とします。本サービスは、利用者がフレッシュワークス製品を効果的に活用することで、デジタルトランスフォーメーション（DX）の健全な推進を支援するために提供されます。

第2条（適用範囲）

本約款は、本サービスの利用に関する一切の關係に適用されます。

当社がウェブサイト上で随時掲載する本サービスの利用に関するルール等（以下、「個別規定」といいます。）は、本約款の一部を構成するものとし、本約款と個別規定が異なる場合には、個別規定が優先されるものとします。

第3条（提供するサービス）

本サービスは、フレッシュワークス製品を当社経由で購入した企業またはフレッシュワークス社よりフレッシュワークス製品を購入した企業の中で当社が認めた企業を対象として、以下の内容を無償で提供します。

無料での初期設定のサポート

無料でのチケット式のオンライン個別相談会の提供

無料での定期開催型オンラインワークショップの提供

オンラインによるテキスト形式でのメールやポータル上でのサポート

無料の動画提供

上記活動を通じた各種マテリアルの提供

第4条（サービス内容の変更）

当社は、利用者に対し予告することなく、本サービスの内容、品質、提供回数等を変更、追加、または中止することができます。

本サービスは、当社が独自の裁量で提供するものであり、利用者に対する自動的な権利や保証を意味するものではありません。

当社は、個別の利用者ごとに本サービスの内容や提供条件を変更する権利を有します。

各社ごとに提供するサービスの質と量は個別に決定され、当社の裁量によりいつでも変更できるものとします。

本サービスは、当社が独自に一方的に決定するサービスレベルアグリーメント（SLA）に基

づいて提供されます。

第5条（利用者の義務）

利用者は、本サービスを利用するにあたり、以下の事項を遵守するものとします。

本約款及び個別規定を遵守すること

本サービスを正当な目的のためにのみ利用すること

当社が提供する情報やアドバイスを第三者に開示しないこと

本サービスで知りえたノウハウを自社におけるフレッシュワークス製品利用にのみ用いることとし、それ以外の利用は固く禁ずること

利用者が前項に違反した場合、当社は本サービスの提供を停止することができるものとします。また、当社はそれによって生じた逸失利益を含んだ損害を利用者に請求することができます。

第6条（免責事項）

当社は、本サービスの提供に関して、以下の事項について一切の責任を負いません。

利用者が本サービスを利用したことにより生じた一切の損害

本サービスの利用に関連して発生したシステム障害やデータの損失

当社は、予告なく本サービスの内容を変更し、または提供を終了することがあります。

第7条（個人情報の取り扱い）

当社は、本サービスの提供に際して取得した利用者の個人情報を、当社のプライバシーポリシーに従って適切に取り扱うものとします。

第8条（準拠法及び管轄）

本約款は日本法に準拠し、これに従って解釈されるものとします。本サービスに関連して生じた紛争については、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

以上

附則

2024年7月1日制定